

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">プログラム等準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成15年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の2の規定によるプログラム等準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、プログラム等準備金の積立て等を行なう年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、旧措法第20条の2第1項第1号に規定する汎用プログラムのうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下「制御プログラム」といいます。）の譲渡又は提供に係る収入金額と、その制御プログラムの譲渡又は提供に附帯して行なう情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の「6億5千万円×$\frac{1}{12}$相当額」及び「⑤」欄の「④と100億円×$\frac{1}{12}$相当額のうち少ない金額」の分子の空欄には、「12」と記載します。</p> <p>なお、その年の中途において事業を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(3) 「④」欄には、旧措法第20条の2第1項第1号に規定する制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供に係る収入金額と、その汎用プログラムの譲渡又は提供に附帯して行なう情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(4) 「⑥」欄には、旧措法第20条の2第1項第1号ハに規定する情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する定型的な役務と区分して行われるもの提供に係る収入金額の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑨」欄には、「⑧」欄に記載されたもののうち当該情報処理システムの企画等に係る業務の全部又は一部を他の者に委託している場合における当該委託に要した費用の合計額を記載します。</p> <p>(6) 「⑩」欄には、旧措法施行令第12条の2第11項に規定する証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額と、その譲渡、提供又は利用の許諾に附帯して行なう特定のデータベースの利用に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(7) 「収入金額に算入する額の計算」の各欄は、プログラム等準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等により収入金額算入額を計算する場合に記載します。</p> <p>(8) 「⑪」欄には、年初現在のプログラム等準備金の金額を「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したもの」と「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれ最も古い年分から順次記載します。</p> <p>(9) 「⑫」欄には、「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したもの」の各年分だけについて、「⑬」欄の金額の4分の1に相当する金額を記載します。ただし、当該金額が「⑭」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額（以下この項において「⑭-⑫の金額」といいます。）を超えるときは、⑭-⑫の金額を記載します。</p> <p>(10) 「⑬」欄には、本年において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立年分の最も古い年分の年初現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第20条の2（この制度は、平成15年分をもって廃止されました。）</p>	<p style="text-align: center;">プログラム等準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の2の規定によるプログラム等準備金の積立て又は収入金額算入を行なう場合に使用します。</p> <p>この明細書は、プログラム等準備金の積立て等を行なう年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号イに規定する汎用プログラムのうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下「制御プログラム」といいます。）の譲渡又は提供に係る収入金額と、その制御プログラムの譲渡又は提供に附帯して行なう情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の「6億5千万円×$\frac{1}{12}$相当額」及び「⑤」欄の「④と100億円×$\frac{1}{12}$相当額のうち少ない金額」の分子の空欄には、「12」と記載します。</p> <p>なお、その年の中途において事業を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(3) 「④」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号ロに規定する制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供に係る収入金額と、その汎用プログラムの譲渡又は提供に附帯して行なう情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(4) 「⑥」欄には、租税特別措置法第20条の2第1項第1号ハに規定する情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する定型的な役務と区分して行われるもの提供に係る収入金額の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑨」欄には、「⑧」欄に記載されたもののうち当該情報処理システムの企画等に係る業務の全部又は一部を他の者に委託している場合における当該委託に要した費用の合計額を記載します。</p> <p>(6) 「⑩」欄には、租税特別措置法施行令第12条の2第11項に規定する証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額と、その譲渡、提供又は利用の許諾に附帯して行なう特定のデータベースの利用に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。</p> <p>(7) 「収入金額に算入する額の計算」の各欄は、プログラム等準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等により収入金額算入額を計算する場合に記載します。</p> <p>(8) 「⑪」欄には、年初現在のプログラム等準備金の金額を「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したもの」と「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれ最も古い年分から順次記載します。</p> <p>(9) 「⑫」欄には、前年分のこの明細書の「⑬」欄の金額を記載します。ただし、平成14年分のこの明細書の記載に当たっては、平成13年分のこの明細書の「⑬」欄の金額を記載します。</p> <p>(10) 「⑬」欄には、「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したもの」の各年分だけについて、「⑭」欄の金額の4分の1に相当する金額を記載します。ただし、当該金額が「⑭」欄の金額から「⑬」欄の金額を控除した金額（以下この項において「⑭-⑬の金額」といいます。）を超えるときは、⑭-⑬の金額を記載します。</p> <p>(11) 「⑭」欄には、本年において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立年分の最も古い年分の年初現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の2</p>